

## 実践記録の部

### 小学校社会科における同和教育

直接的指導内容に関する実践研究

足利市立三重小学校

#### 1. 三重小における同和教育推進の経過

本校では昭和54年度から、「ひとりひとりを大切にし、豊かな人間関係を育てる指導」をテーマにして研究にとりくんできた、その経過をここにかんたんにのべる。

##### (1) 昭和54年、55年度 市教委指定同和教育研究学校

- ・関連教材（国語、社会、道徳、学級指導）における指導計画の改善と指導法の研究。
- ・同和教育指導上の留意事項の研究。
- ・月別生活目標、学年別努力点の改善。

##### (2) 昭和56年度 校内自主研究

- ・関連教材における指導法研究。
- ・社会科における直接的指導内容についての授業研究。
- ・保護者啓発。

##### (3) 昭和57年、58年度 県教委同和教育推進地域指定研究学校

- ・偏見差別にかかる本校児童の実態把握と学年別課題設定
- ・同和教育の視点をふまえた指導法の研究
- ・学年・学級経営における同和教育の研究
- ・偏見・差別にかかる問題をもつ児童の援助指導のあり方
- ・ふれ合い活動の充実についての研修
- ・保護者啓発のあり方と同和問題に関する教師の研修

#### 2. 社会科における同和教育 一 基本的な考え方

社会科における同和教育は、社会科本来の目標を達成していく中で、特に自他の人格を尊重し、人権意識の高揚を図り、不当な偏見や差別を打破し、部落差別＝解消への実践的態度を育てることにあると考えられる。

即ち、社会科の学習を通して、人権の尊重が民主的・社会生活の最も基本であるとの理解を深め、同和問題の歴史的、社会的背景を科学的に認識させるとともに、この問題がいかに、個人の尊厳を侵し、人権を侵害しているかを理解させ、部落差別解消への実践的態度を育てることにあると考えられる。

##### (1) 直接的指導内容に関するねらい

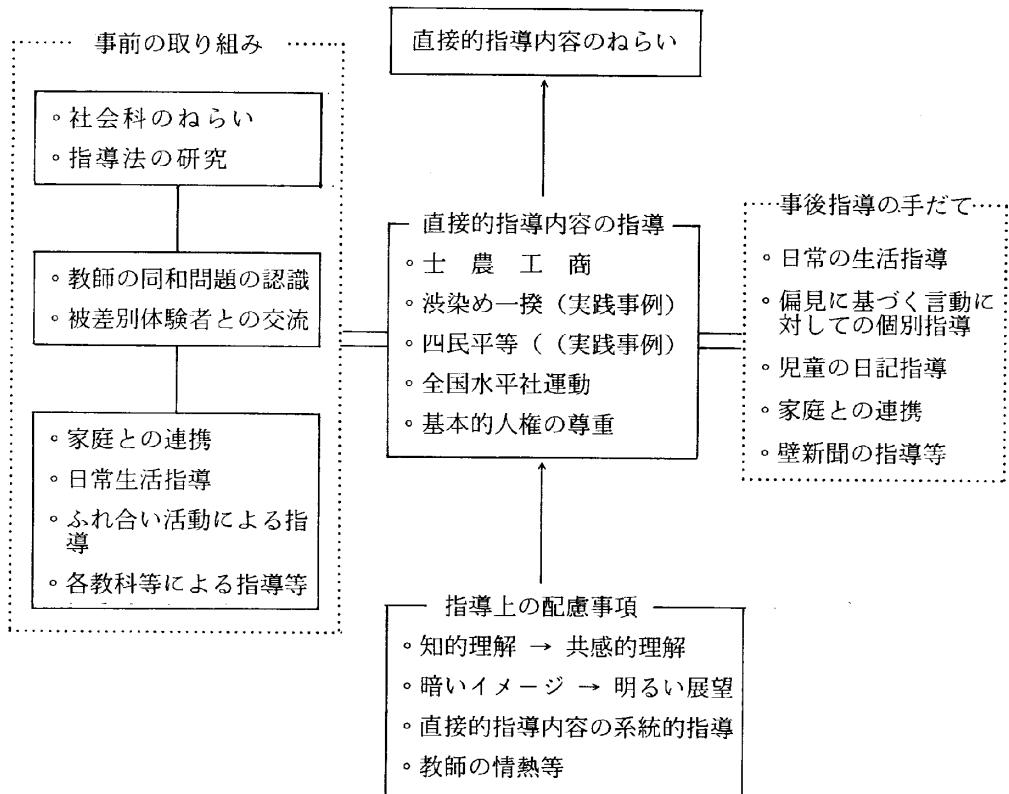
社会生活に対する基礎的理解を図り、国土、歴史に対する理解と愛情を育て、公民的資質の基礎を養うという社会科本来の学習を充実していく中で、特に次の3点をふまえるこ

とが必要である。

- ① 部落差別の歴史的、社会的背景とその推移について、科学的、合理的に理解させる。
- ② 人間として、当然持ち合わせている人権を尊重する立場から、部落差別がいかに個人の尊厳を侵しているかを共感的に理解させる。
- ③ 部落差別の不当性、不合理性を認識させ、部落差別解消をめざす能力と態度を育てる。

## (2) 指導構想

直接的指導内容の学習には、日常生活指導、各教科等の指導、家庭との連携、ふれ合い活動の指導、教師の研修等が、相互補完的に作用している。そこで、直接的指導内容のねらいを達成させるために、次のような指導構想を考えた。



家庭との連携 —— 保護者学習会、家庭訪問、個別面談、広報だより、授業参観。

ふれ合い活動 —— 学年・学級ふれ合い、登校班組織を生かしたふれ合い、異学年集団（学校裁量の時間）でのふれ合い。

日常生活指導 —— 学年・学級集団づくり、教育相談による指導、休み時間・帰りの会などによる指導

各教科等による指導 —— 教科指導における援助指導、道徳指導における援助指導、特活指導における援助指導

前記の指導構想をもとにした実践から、家庭との連携（保護者学習会）、直接的指導内容に関する実践的研修（「四民平等」「渋染め一揆」）を次に記載することにする。

### (3) 指導実践

#### ① 6学年社会科における直接的指導内容に関する保護者学習会

##### ア ネ ラ い

- 同和教育の内容や方法について保護者の認識を深める。特に、歴史学習における同和問題に関する直接的指導内容について、正しい理解と協力を得る。
- 家庭同和教育のあり方に対する啓発につとめる。

##### イ 実施例

1. 日時 昭和59年9月27日（木） 午後2:10～4:00

2. 日程とおもな内容

##### ① 学級別授業参観 「秀吉の政治 一検地と刀狩り一」

##### ② 学年合同話し合い

- 6学年の歴史学習（直接的指導内容について）
- 最近における6学年児童の生活や学習の様子
- 同和教育の必要性について
- 質疑

3. 学習内容

##### ① 6学年の歴史学習 …… 教科書の記述をもとに指導内容を説明する。

- 「士農工商の世の中」
- 「渋染一揆」
- 「四民平等」
- 「全国水平社」
- 「基本的人権の尊重」

##### ② 最近における6学年児童の生活や学習の様子

特に、9月10・11・12日に実施した足利市立学校セミナーハウスでの宿泊学習の様子から。

##### ③ 同和教育の必要性

##### ④ 質疑

秀吉の政治「検地と刀狩り」によって、身分制度が明らかになってきたことの授業を参観した後、保護者学習会を開催した。直接的指導内容（「士農工商の世の中」～「基本的人権」まで）を学習する6学年の保護者に、その内容を正しく理解してもらうことが必要である。

ここで特におさえたことは、次の5点である。

- |                            |                            |             |
|----------------------------|----------------------------|-------------|
| ◦ 同和教育の必要性                 | ◦ 被差別部落発生の正しい理解            | ◦ 被差別部落民の努力 |
| ◦ 江戸時代が終わると共に身分制度がなくなったこと。 | ◦ 人間の優越感のかなしさ等から、差別が残ったこと。 |             |

前記のことをふまえるとともに、最近における6学年児童の生活や学習の様子を人権尊重の立場から話し合った。

これらのことから、同和問題の認識が深まり、学校における同和教育が、家庭においても正しく理解され、家庭で、同和問題に関する質問が児童から出た場合など、正しく、自信をもって答えられるような保護者であってほしいと願った。

## ② 社会科における直接的指導内容に関する指導

### ア 直接的指導内容関連表

月	単元名	時間	指導内容	指導上の配慮事項
10	・徳川氏の天下 (土農工商)	8	・幕府は土農工商、さらに低い身分という厳しい身分制度を作った。 ・農民、さらに低い身分の人々は厳しく差別をされた。	・幕府によるさらに低い身分の人々に対する不当な差別や身分制度は、長期政権維持のために確立、固定された不合理なものであることに着目させる。 ・幕末には、幕藩体制に対する批判の声もあったこと。また、この身分制度は江戸時代が終わると共になくなったことを強調したい。
10	・農民の動き (渋染一揆)	3	・幕府や藩は、農民やさらに低い身分の人々への差別を強化した。	・幕府や藩の政策は、商品経済発達の中にあってはそぐわないものであったことに気づかせる。 ・さらに低い身分の人々が、一致団結して差別解消の要求を貫徹した歴史的意義に気づかせる。
11	・明治維新 (四民平等のかけ声)	4	・明治新政府は、土農工商の身分制度を廃止し四民平等としたがそれは形だけの改革だった。 ・最も低い身分として差別されてきた人々は実生活の上で、従来通り差別を受け苦しい生活を強いられていた。	・制度の上からは、江戸時代の身分制度はなくなったことを明確にさせる。 ・制度の上からは、平民となつたが、さらに低い身分の人々には経済的な保障がなく、逆に納税、徴兵の義務を負わされるなど、新しい身分の区別による差別が残されたことに気づかせる。 ・政府の諸改革が急だったので、人々の差別意識が急に改められなかつたことにも着目させたい。
12	・第1次世界大戦後の日本 (全国水平社の組織)	4	・労働運動、農民運動などの民主化を目指す運動と合わせて、四民平等後も実際の生活上から差別されてきた人々が、全国水平社を組織した。	・四民平等以後も依然として差別を受けた人々が、部落解放という念願のもとに、自らの力により立ち上がっていった、たくましい姿勢に気づかせる。 ・水平社運動が、組織的運動として、歴史的に意義深いものであることをつかませる。
1	・日本国憲法とわたしたちの生活 (基本的人権の尊重)	5	・基本的人権の尊重は永久の侵すことのできない権利として保障されていること。 ・権利とともに、義務も果たすことの必要性について考えていくこと。	・基本的人権とは、人間が生まれながらに持っている権利であり、これを互いに認め合うことで、平等であることも意識できるようにさせる。 ・憲法で保障されている基本的人権が、男女差別、心身に障害を持つ人への差別、部落差別などの形で侵されている事実に目を向けさせる。 ・自分たちの身の廻りにおいて、基本的人権を認め合える態度や能力を高めさせたい。

#### イ 直接的指導内容指導上の配慮事項

直接的教材を取り上げての指導に当たっては、 基本的態度として「人権尊重」からお互いを見下さない態度を意識させてやることが必要である。そして、 次の様な点に留意して指導に当たりたい。

- ・「土農工商」から「基本的人権の尊重」までの全体的指導の見通しの上に立って、 各々の単元における同和教育の視点をおさえ、 全体を累積させ新しい認識に結びつけていくこと。
- ・江戸時代の身分差別を現在と短絡的に結びつけることのないよう、 この制度は江戸時代に消滅したことをしっかりおさえる。
- ・部落差別に関する指導内容を、 知的、 観念的に理解させるに留まらず、 自己への厳しい問い合わせとして心情的にも理解させる必要がある。
- ・被差別部落の人々が、 意図的差別により低位な状態におかれていたという暗いイメージをクローズアップするのではなく、 差別解消という念願のもとに力強く生き抜いていたという積極的側面をうきぼりにして扱う。そして、 歴史的事象を合理的に判断できる能力を持たせ、 差別解消のための明るい展望のある学習とする。
- ・児童の反応（発表・表情）を確かめ、 配慮児童への援助を行いながら、 児童の心をゆり動かすことができる指導をする。
- ・指導の効果を上げるために、 児童の発達段階、 地域、 学校の実態を十分ふまえ、 更には日常生活指導、 他教科、 道徳、 学級指導において、 人権尊重に関する教材を取り扱う。

#### ウ 直接的指導内容、 方法についての実践的研修

本校では、 6学年社会科の直接的指導のあり方について、 教職員の共通理解を深め、 組織的に取り組むため、 推進委員会を設定した。構成委員は、 6学年担任をはじめとして、 同和教育主任、 社会科主任、 各学年の社会科研究委員、 そして5学年主任で構成し、 直接的指導内容のねらいにせまるべく、 本年度の年間活動計画を次のように立て、 取り組んだ。

5月30日……研究の進め方を共通理解するため、 研究手順の確認と指導計画の検討を行った。

6・7・8月……学習の展開過程の工夫と資料選定、 活用法等について検討した。

9月………資料づくりと指導案作成に取り組む。保護者の協力を得るために保護者学習会を行った。

10月24日……校内現職教育研修として、 6年3組で「渋染一揆」 6年2組で「四民平等のかけ声」について第1回目の授業研究を実施し、 全職員による研究討議を積み上げた。

10月30日……学校間協同推進による研究として、 6年4組で「渋染一揆」 6年1組で「四民平等のかけ声」について第2回目の授業研究を実施した。

1月………本年度の研究のまとめと反省をし来年度にむけての課題設定をした。

第1回目の授業研究実践について、次のような研究協議が行われた。

- 「渋染一揆」について
  - ・資料「渋染一揆」は、これまで道徳資料として活用される場合多かったが、共感的理解を深めるために社会科においても活用していくことが大切である。
  - ・展開の中で、百姓一揆とのちがいを明らかにし、渋染一揆がいかに人権を無視したものであったかをしっかりとおさえが必要がある。発問の工夫が大切である。
  - ・本時の授業がどう展開されたかは、授業終了後の板書を見ればわかる。授業の流れと内容が、きちんと構造化され、板書の研究がなされた。
- 「四民平等のかけ声」について
  - ・同和問題にかかわる内容は、どうしても暗いイメージにおわりがちだが、解放令により、身分制度がなくなったということをしっかりとおさえ、明るい材料として扱うことが大切である。
  - ・なぜ政府が積極的に努力しなかったのか。近代国家をよそおうことに懸命な政府にとって、人権意識の扱いについて徹底しなかったことをおさえなければならない。また、民衆の差別意識は、急に変えられなかったことも事実であり、そこに人間のねたみというみにくさがあらわれていることを強調したい。

以上のようなことが研究協議によって深められたが、どちらの授業についても共通していえることとして、授業展開それぞれの場において評価があるという考え方から、時中評価をとり入れるべきであること。そして、視聴覚機器を活用しながら、心情をゆさぶり共感的理解を深めるための工夫をすべきだという2点が出された。

## エ 授業展開

直接的指導内容のねらい達成のために今年度は「渋染一揆」と「四民平等のかけ声」の二教材について実践的研究を行ったことは、先に述べたが、第1回目の反省の上に立って実施した第2回目の指導事例を紹介する。

### 〔指導事例1.〕

#### ◎ 指導案

##### 1. 単元名 農民の動き

##### 2. 単元の目標

- (1) 農民たちは、きびしい身分制度の中で生産を高める努力をするが、商工業の発達の中にあって年貢米の負担は重く、また、天災やききんもおこって生活が苦しくなり、ついに一揆を起こすようになっていったことを理解させる。
- (2) 各種の資料を活用しながら、歴史的事象を正確にとらえ、歴史的变化の意味を考える能力を育てる。

##### 3. 単元展開の立場

###### (1) 教材について

鎖国後、幕府の政治は安定し、産業や文化、とりわけ商業が発達した。しかし、商品経

済の発達はしだいに幕府や藩の力を弱める結果になった。生活が苦しくなった武士は、農民から重い年貢を取り立てるようになり、農民は年貢米と商品経済から二重に苦しめられることになる。

こうした社会情勢の中で農民たちは新田の開発や農具の改良等に努力をしてきたが、幕府や藩の圧力に耐えられなくなり、ついに一揆という手段に訴える。

ここでは、一揆を起こして抵抗していった農民たちの姿をとらえさせるとともに、これがやがて幕藩体制をゆるがす一因となったことをとらえさせたい。また、さらに低い身分の人々も差別に対して団結して立ち上がっていったことの歴史的意義を考えさせたい。

#### (2) 児童の実態（略）

#### (3) 単元展開の方針

児童たちは、農業生産が高められたこと、経済的な発展がなされたことなどから、農民の生活も楽になったと考えるであろう。

しかし、現実にはいっこうに楽にならない。「なぜなのか」その課題を追求させながら、各地で一揆を起こすにいたった本単元の目標に迫りたい。なお努力したにもかかわらず苦しい生活からのがれられない農民。また、幕府の政策の犠牲になってきたさらに低い身分の人々の実態をとらえさせる。渋染一揆のとり扱いは、同和教育の直接的指導の場面であり、さらに低い身分の人々の立場に立って、その不合理性を感じとらせるとともに、この一揆は、差別撤廃をし、人権回復のための一揆であることをおさえて指導にあたりたい。

### 4. 指導計画（総時数 4時間）

- |             |       |   |          |       |   |      |
|-------------|-------|---|----------|-------|---|------|
| (1) 単元の学習計画 | ————— | 1 | (4) 渋染一揆 | ————— | 1 | (本時) |
| (2) 農民の努力   | ————— | 1 |          |       |   |      |
| (3) 武左衛門一揆  | ————— | 1 |          |       |   |      |

### 5. 偏見差別にかかる問題をもつ児童の指導（略）

### 6. 本時の指導

#### (1) 題 目 渋染一揆

#### (2) ねらい

・農民支配を強めるために、幕府がさらに低い身分の人々に対する差別を強化していくことを理解させるとともに、身分の低い人々が団結して立ち向かっていったことの意義を考えさせる。

・資料を通して歴史的事象を正しく読みとり、歴史の変化を関連的にとらえる能力を育てる。

#### (3) 同和教育の視点

渋染一揆の資料を読んで、岡山藩で出したおふれの内容を知り、幕府や藩の政策は、人権無視のものであることにまず気づかせたい。その上でさらに低い身分の人々が団結して、差別撤廃のために立ち上がり、要求を貫徹していった考え方と共鳴させたい。

#### (4) 展開

学習活動	時間	資料	指導上の留意点	評価
1. 前時の学習内容を確認し、本時の学習課題を把握する。  さらに低い身分の人びとに対して、幕府や藩はどんな政策をとったのだろう。	5	・年表 ・百姓一揆の発生件数 ・課題文	◦一揆がひんぱんに起こった当時の社会背景をつかませる。 ◦既習の学習を生かして本時の課題解決に当らせたい。	◦本時の課題がつかめたか。
2. 武左衛門一揆の学習を想起し予想を立てる。	5		[特にA児については、その点を強調し、思いつきにならないようにさせたい。]	◦予想がたてられたか。
3. 渋染一揆について調べる。 •藩のとりしまりは。 •それに対してさらに低い身分の人々は。 •結果は。	10	•「渋染一揆」プリント •作業用紙	◦「士農工商」の身分制度の学習を基に農民と比較してさらに厳しい差別であったことに目を向けさせる。	◦事実のあらましをとらえられたか。
4. 調べたことをもとにして話し合う。 •差別の強化  •百姓一揆とのちがい  •死を覚悟して立ち上がった姿勢	18		◦今までの百姓一揆とちがい差別が強められたことで起こった一揆であることを資料から読みとらせ、人権を無視した藩の考え方をしっかりとつかませる。なお、差別が強められたのは、武士に対する農民の不満をそらし、崩れかけた身分制度をたて直すためのものであることを補説しながら、その不合理さに気づかせたい。 ◦団結して立ち上がった積極的な姿勢に着目させ、渋染一揆の歴史的意義を考えさせたい。	◦きびしい差別であることがとらえられたか。 ◦百姓一揆とのちがいがわかったか。
5. 本時の学習について感想を書く。	5		◦さらに低い身分の人々に対する同情的な見方でなく、不当な権力に敢然と立ち向かっていった勇気に感動させたい。（できればA児の感想も発表させたい。）	◦死を覚悟してまで立ち上がったすばらしさに気づいたか。
6. 次時の予告を聞く。	2			

## ◎指導の実際

### ・資料の選定について（プリント「渋染一揆」）

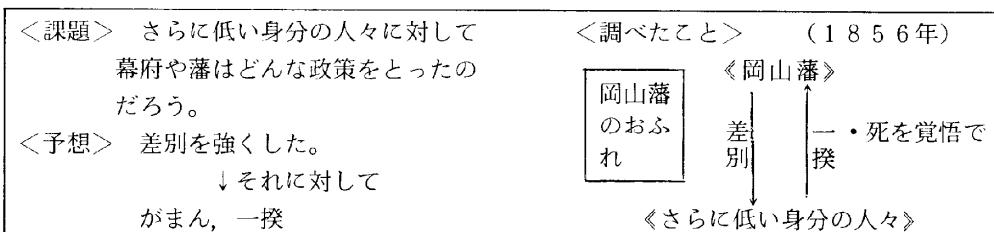
本時のねらいである「さらに低い身分の人々」が団結して立ち向かっていったことの意義をとらえさせるためには、今までの百姓一揆とのちがいをわからせ、幕府や藩の政策が人権を無視した不合理なものであることに気づかせなければならない。そして、死を覚悟してまで立ち上がった3,000人もの人々の積極的な姿勢と、ついに要求を貫徹し得た喜びを扱う。この資料は、差別解消という念願のもとに力強く生き抜いた姿をクローズアップすることができ、児童の心をゆり動かし、共感的理解を深めるものとして、適当であると考え選定した。

### ・指導過程と基本発問

商品経済の発達により困窮した幕府や藩は、新田の開発、農具の改良等に努力した農民達に一層の圧力を加えることになる。農民たちは、ついに耐えきれず一揆という手段に訴える。そこで、幕府や藩は「さらに低い身分の人々」に対し、どんな政策をとったのだろうという課題を追求していく、課題解決的な学習展開を考え、基本的発問を次のようにして授業を展開した。

学習活動	主な発問
1. 前時の学習内容確認と本時の課題を把握する。	・百姓一揆、打ちこわしの原因は何だっただろうか。 ・幕府や藩は「さらに低い身分の人々」に対してはどんなことをしただろうか。
2. 課題について予想する。	
3. 渋染一揆について調べる。	・いつ、どこで、なぜ一揆を起こしたのだろう。結果はどうだったか。
4. 調べたことをもとに話し合う。	・今までの百姓一揆とくらべて、原因はどこがちがうだろう。 ・渋染めを着せるなど差別を強めたのはなぜだろう。 ・死を覚悟してまで一揆を起こした彼らの姿をどう思うか。 ・要求が通ったときの良平達は、どんな気持ちだったんだろう。
5. 本時の学習について感想を書く。	・良平達のおこした行動について感想を書こう。
6. 次時の予告を聞く。	・この後、約10年後に幕府がほろび、明治の世の中になって、こういう差別がどうなったか、図書館で調べてみよう。

## ◎板書



## ◎反省

### ・資料の活用から

- ・プリント「渋染一揆」は長文である。しかし、読ませる前に調べる観点を明示しておいたので、それほどの抵抗なく円滑にいった。
- ・調べたことをもとに話し合う段階において、冊子「渋染一揆」のさし絵をOHPにうつしたことにより、苦しい生活の様子、団結してたちむかう姿、要求をかちえた喜びなどをつかむことができた。3,000人もの人達が力を合わせ、死を覚悟してまで立ち上がったその勇気に感じ藩の政策に対して憤り、歴史上最大の恥と、怒る子供達の反応が作業用紙にかかれていた。しかし、さし絵はあくまでも想像図であるので史実に正確にもとづいていないという点が指摘されたが、この点研究の余地がある。

### ・基本発問から

- ・百姓一揆とのちがい、藩が差別を強化した理由、死を覚悟してまで立ち上がった彼らの気持ちに対する発問は、特にしっかりとおさえ、余裕をもって児童に考えさせなければならない。

### ・学習過程から

- ・課題解決学習による展開は、児童に意欲的にとりくませる方法として、社会科では有効であると考える。児童の声からも、自分達で調べ、そして新しいことに気づいていく喜びがわかる。
- ・特に歴史学習では、断片的に指導するのではなく、歴史の流れを関連的にとり上げていかなければならない。したがって、本時の終わりにこういう差別が今後どうなっていくのだろうかという発問が大切にされるわけである。次時へつながる過程も工夫しなければならない。

(事例2)

## ◎指導案

### 1. 単元名 明治維新

### 2. 単元の目標

- (1) 力の弱まってきた幕府は、外から開国を迫られ、鎖国を破って開国したが、まもなく倒幕運動が広がり、ついに政権を朝廷に返したことを理解させる。
- (2) 近代国家の形成にあたって、政府がとった諸政策の様子を理解させる。
- (3) 資料を活用し、歴史的事実や事象を政府と民衆の両面からとらえ、関連させて考える能力を養う。

### 3. 単元展開の立場

#### ① 教材観

江戸幕府は、ペリーの来航、ヨーロッパ諸国のアジア進出などの内外情勢の中で鎖国をやめ、開国した。しかし、開国に反対する尊王、攘夷運動が倒幕運動へ発展し、大政奉還をせまる結果となった。幕府は、これらの倒幕運動に対処できずに政権を朝廷に返した。

天皇を中心とした明治政府は、五ヶ条の御誓文を基本精神として、新しい政治の方針を打ちだした。そして、四民平等、富国強兵、廢藩置県などの政策を次々に進めていき、近代国家への体制を整えていった。

しかし、これらの諸政策は、政府の強大な力を背景に一方的におしすすめられたものであり、民衆の民主的な生活の願いをかなえさせることはできなかった。四民平等の政策では、新たな身分差別を生み出す結果にもなった。そのため、必ずしも国民に受け入れられず、不平不満が胚胎した。

これらのこととを学習する中で、身分差別は不合理であることに気づかせ、このような差別はゆるせないという態度を育てていきたい。

(1) 学級の実態（略）

(3) 単元展開の方針

初めに、開国によって幕府が崩壊していく過程を、内外の諸条件と関連させ、作業用紙などに整理してとらえさせたい。次に、明治の新政府の基本精神を文章から読みとった上で、政策の意図に気づかせたい。また、これらの政策の歴史的意味などは、TP、VTR、スライド、年表などの資料を活用していくことで、政府と民衆の両面の立場から関連させて考えさせたい。

**4. 指導計画（総時数4時間）**

- |                          |       |        |
|--------------------------|-------|--------|
| (1) 開国までの様子と国内の動きについて調べる | ————— | 0.5    |
| (2) 明治新政府の方針             | ————— | 0.5    |
| ・四民平等の政策を調べる             | ————— | 1 (本時) |
| ・富国強兵の政策について調べる          | ————— | 1      |
| ・文明開化について調べる             | ————— | 1      |

**5. 偏見、差別にかかる問題をもつ児童の指導（略）**

**6. 本時の指導**

(1) 題 目 四民平等

(2) ねらい

- ・明治政府は、厳しい封建的身分制度を廃止して、四民平等としたが、実質的には、身分の差別が残ったことを理解させると共に、それは人権尊重の立場から不合理なものであることに気づかせる。
- ・資料を通して、歴史事象を正しく読みとり、政府と民衆の両面からとらえ、関連させて考える能力を養う。

(3) 同和教育の視点

- ・四民平等のかけ声が強まり、身分制度が改められたが、本当の意味での社会的な身分上の平等が実現したわけではなかったことに気づかせ、正しい判断ができるようにさせる。
- ・話し合いにより考えを深めながら、互いの考え方を認め合えるようにさせる。

#### (4) 展開

学習活動	時間	資料	指導上の留意点	評価
1. 前時の学習内容を確認し、本時の学習課題を把握する。  明治の新しい世の中になり、身分制度は、どうなったのだろうか。	5	・年表 ・江戸時代の身分別の人口割合表 ・TP(1) 身分制度上のきまり	・年表を通して、今までの学習の流れを確かめさせ、時代背景をつかませる。 ・江戸時代の身分制度を想起させ、それがどうなったか、問題意識を持たせる。	・既習の学習（身分制度）が想起できたか。
2. 新しい世の中になり、身分制度がどうなったか予想する。	5		・友だちの意見を認め合いながら、考えを深めるようにさせる。できればA児に発表させるようにする。	・学習課題に対して予想ができたか。
3. 身分制度がどうなったか、教科書と資料(1)で調べ、話し合う。  ① 改められたこと ・土農工商の身分制度の廃止 ・さらに低い身分の廃止 ・結婚、職業、住所の自由 ・武士の特権の廃止  ② 改まらなかったこと ・華族、士族、平民の新しい身分ができる。 ・生活上の差別がのこる。	10	・教科書 ・資料(1)	・明治になって、封建的な身分制度は廃止されたことをおさえたい。 又、実際には、華族、士族など新たな身分の区別がなされたことをおさえたい。 ・しかし、政府が積極的に差別をなくそうとしなかったため、実際の生活の上で差別が残ったことをとらえさせる。	・封建的な身分制度が廃止されたことがわかったか。 ・明治になってからの身分の変化がわかったか。 ・差別が残ったことがわかったか。
4. 差別が残った理由を考え、教科書と資料(2)(3)で調べる。  ① 政府の努力不足 ② 長い間の人々の意識	15	・資料(2) ・資料(3) ・教科書	・差別が解消されなかったことについて、その原因が、政府の政策によるものだけでなく、民衆の差別意識に根ざしていたことをとらえさせる。	・差別が残った原因がわかったか。
5. 差別がのこったことに対して、政府と民衆の両面から考え、学習のまとめをする。	7	・作業用紙	・身分と生活上の差別がのこったことをふまえ、不合理な差別に対して正しい判断ができるようにさせる。	・政府や農民のとった態度の不合理さに着目できたか。
6. 差別された人々は、差別の解消のためにしたことなどを知ると共に、次時の学習の確認をする。	3		・その後の差別解消への運動を解説することにより、人々の差別への努力や願いについての理解を深める。	・差別解消への運動に关心がもてたか。

## ◎指導の実際

### ・資料の選定について

ここで取り扱う資料は歴史的事実がしっかりと伝えられるもので、「さらに低い身分の人々」が、将来にむけて明るい展望を持ち、努力したことがわかるものとした。

四民平等へのあゆみ…… 明治になって封建的な身分制度は廃止されたこと、解放令によ  
り「さらに低い身分の人々」は、平民に加えられたことを抑さえる。このことによって、制度上は身分差別はなくなったという歴史的事実を理解させなければならない。この資料は、これらのこととをとらえさせるのに適当であると思われる。

五万日の日のべ………… 身分制度が廃止されたにもかかわらず、差別が解消されなかっ

たのは、政府の政策によるものだけでなく、民衆の差別意識（みくい優越感）に根ざしていたことに気づかせたい。さらに、自己への厳しい問い合わせとして児童の心をゆり動かしたい。これらのこととが達成できると考え、選定した。

### ・指導過程と基本発問

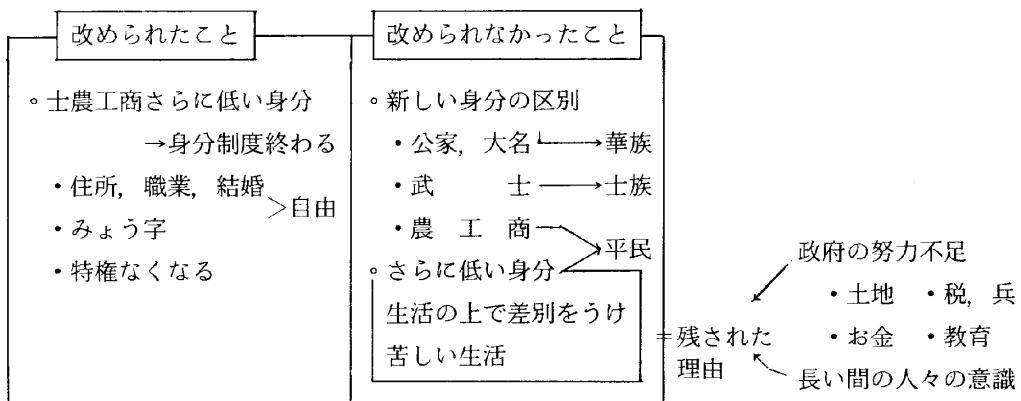
明治の新しい世の中になり、新しい政治の方針が出され、次々に政治や社会のしくみが改革されていった。そこで、「明治の新しい世の中になり身分制度はどうなったのだろう」という課題を設定した。この課題を追求していくことによってねらいにせまっていく授業を開いた。

主な発問は、次の通りである。

学習活動	主な発問
1. 前時の学習内容の確認と本時の学習課題の把握をする。	・明治の新しい世の中になり、身分制度はどうなったのだろうか。
2. 課題について予想する。	・身分制度について改められたこと、改められなかったことは、どんなことだろうか。
3. 課題について調べ話し合う。	・「もと低い身分の人々」に対して、差別が残ったのはどうしてか、政府の政策を読んで考えてみましょう。
4. 差別が残った理由を考え、調べる。	・五万日の日のべを読んで、「もと農民たち」は、「もと低い身分の人々」をなぜだましたのか考えてみましょう。
5. 学習のまとめをする。	・今日の勉強をして、農民たちや政府に対して言いたいことという観点で感想を書いてください。
6. 次時の予告を聞く。	・「もと低い身分の人々」は、立ち上がる運動をおこしていました。図書館で調べてみましょう。

## ◎板書

〈課題〉 明治の新しい世の中になり、身分制度はどうなったのだろう。



## ◎反省

### ・資料の活用から

資料1（四民平等へのあゆみ）は、年表に表示したので、封建的な身分制度がなくなったことを歴史的事実としてとらえさせることができたように思われる。

資料3（五万日の日のべ）を読ませることにより、身分制度が廃止された時のもと「さらに低い身分の人々」の喜びを感じとらせることができたようだ。また、農民たちがもと「さらに低い身分の人々」をだました事実が書かれているので、だました理由を考えさせることにより、差別が解消されなかつた原因が政府の政策によるものだけでなく、民衆の差別意識に根ざしていたことに気づかせるのに効果的であったように思われる。

### ・基本発問から

#### ・課題把握の段階

この学習では、前時までの積み上げをもとにし、「新しい世の中になり身分制度はどうなったのだろう」という課題を追求していった。予想では、「身分制度はなくなつただろう」「全部はなくなるだろ」という相反する反応があった。根拠は、前時までの学習（五か条の御誓文、五まいの立て札など）をもとに考えており、課題が児童のものになつていった。さらに、話し合いを通して学習を深めていくことができた。

児童の様子から意欲も十分感じられ、この課題は適当であったと思われる。

#### ・追求の段階

差別が残った原因の1つに入々の意識を急には変えられなかつた事実があげられる。これをとらえるために「農民は、どうしてもと「さらに低い身分の人々」をだましたのだろうか」という問題提示をした。話し合いを十分行うことにより、差別の残った原因が政府の政策によるものだけでなく、民衆の差別意識（みにくい優越感）に根づいてい

たことに気づいていったように思われる。

#### ・まとめの段階

歴史学習では、歴史的事象をどうとらえ、自分たちは今後どう歩んでいったらよいかまで考えさせる必要がある。そこで、学習のまとめとして感想を書かせてきた。2組で行われた研究授業では、農民の立場で感想を書かせたが、他人ごとで終わってしまったことを反省し、1組では、「政府や民衆に言いたいこと」という観点で書かせた。その結果、差別する人々へのいきどおりや人間の優越感のかなしさに気づかせることができたようだ。このことは、正しい人権感覚の育成のためのベースになると考へている。

#### ◦児童の学習後の感想から

A児 やっと身分制度をやめたのに、政府をはじめ農民までもがもと「さらに低い身分の人々」をまだ差別するなんてひどい。名前だけ身分制度をやめても、実行しなくてはダメではないのか。人間の心の中には、みにくい心があると思う。

B児 たしかに身分制度（土農工商）はなくなつて良かったかもしれない。でも、華族、士族、平民と3つに分けたのではやっぱり位をつけるのと同じだと思う。また、……。

C児 農民たちは、なんてひどいことをしてくれただろう。せっかく平民として同じ仲間になったのに……。今まで一番ひどい差別をうけてきた低い身分の人の気持ちも考えてほしい。農民たちは気持ちだけでそんないじわるをしてはいけない。私たちはそんなことを、絶対にしないようにしたい。

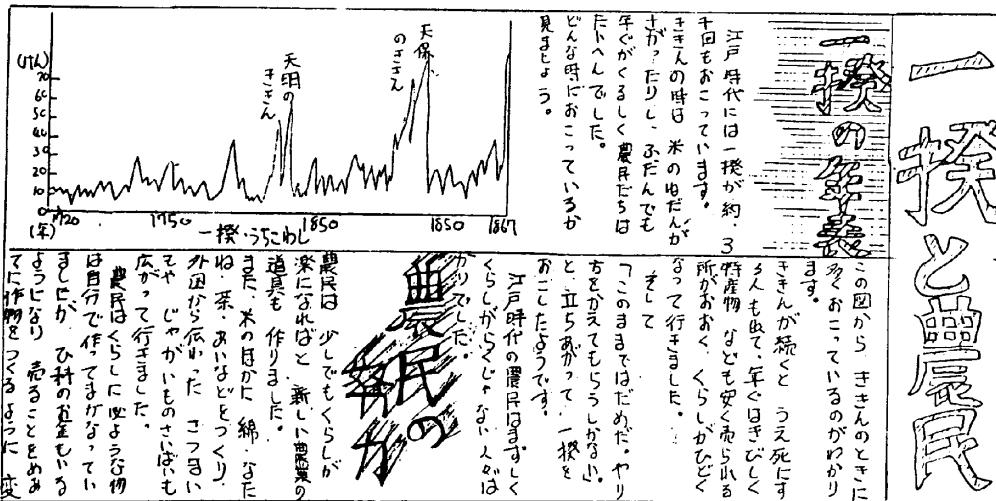
D児 農民たちはさらに低い身分の人々を今まで意識していたのに、急に同じ平民とされたので、いろいろいじわるをしたのだと思う。人は、もともと誰もが同じなのだから、同じ平民となつてもあたりまえだと思う。

上記のような児童の感想から、本時のねらいである封建的な身分制度を廃止して四民平等としたが、実質的には身分の差別が残ったことを理解させると共に、それは人権尊重の立場から不合理であるということに気づかせることができたようだ。

しかし、「四民平等」を単に「かけ声」として扱うのではなく、たとえ形式上であるとはいえ、平等な権利が認められたことは、実質的な平等へ変えていくための新しい出発点になったことも事実であり、この点について、もっとおさえるべきだったと反省している。

#### オ 「渋染一揆」「四民平等」の指導後における手立て

社会科学習の定着と発展をめざして、単元について学習後、壁新聞作りを継続的に行っている。児童各自が学習をふりかえって、まとめあげるものである。これによつて、歴史的事象に対して、科学的・合理的見方を育てることができると考へている。



農業のあり間に、生糸や綿木綿などの織物、紙、みつ、の生産には力がかかる。各社の特産物の名前だけの日記がある。このおがけです。商品が出来たり、お金を使つことが多くなると書きました。このため、若狭守やはんは支店がふえ上り、もうでますと、洋服を専門化したりました。そこで、幕末守とはんは年々をひしくとり立てました。そこで、洋服を販売しました。このころ全国的に洋服が続けて吉田ゆんでもうえ次に紹介する人が出ているくらいでした。十人世紀の終めり、ころ、四国守伊予(愛媛県)にさなはんがおきました。そこ三年後、一七九三年二月九日の朝、八十一ヶ村およそ一人の白じゅうがくわ・かま・竹アリなどを持てて、うぬ島へおしかけようとした。おこうしてうぬ島の人たちは年々、洋服の紙が真面(まへん)で、安く売られ、くじらのくじらの骨を買つて、このままでは生きていけない。一揆の力で政治とかえてさうほなよ」と、一揆の大勝利をさめました。しかし、のちに武左衛門は首を切らしてしまいました。

福沢諭吉



身分制度は規の外たり。江戸時代の制度や者多くには、不平等の上の有がえらくなくてはならぬ。自由と平等の世の中にしてよ。

等」という「ヨリヨリ」ができた。せっかく「田民平等」と思つた。  
しかし、いくら田民平等、よりまづく、たといえども江戸時代のら、新政府は、本  
てらに身分の低い人々や差別がなくなるかもが平等と思つた。されば、金力  
は、社会的に差別どころでない。長い間、人間にしみつい  
してしまつた。

かつたということから、  
かゝる。そんなことにはいけない。國を盡  
に、までにするといふこと由、差別なく、一  
くも平等に、平和によることになつた。差別とよ  
うなものは、いつまでも、いゝことじ

卷之二

卷之三

# 明治の 刀針

富國  
強兵

新政府  
本邦に於ける  
御政局

六七二

一八七四 地租改正の行方  
ある。  
坂井良助と柳川民  
権議院設立の建自  
習を出す。

(3) 廃藩置県  
政府の任命した役人に、  
地方の政治をおこなわせ  
ることにした。中央に権

明治には、江戸時代の土蔵工場の身分制度をどう改められたのか？

と税のがくも次よそ此  
ていて、個人でおま  
入。

を聞いた。軍隊に  
た人たちは、復讐

化もなかつたと思ふ

もと、士農工商の人に實際の生活の上での影響を受け、苦しいは活動が出来ることなどが、で

二六六

五カ条の御誓文

金子の  
本

卷之三

新正月

富國  
強兵

新政府  
本邦に於ける  
御政局

## 一 沢 深 一 様

「十五水井(吉井川井)六月十四日の朝、備前平野(岡子県)を流れる吉井川の八日市町区西山裏の五十川が井からかけたがれを三十九人の人々でかきあげた。」

河原の邊に立て、あちうへだめに大波んだがが、つむる人々もまつたがれしたが、さく祭りした様子が見えた。

「黒松山の緑を、おこ深が着とせんやうへ」

「八十以上、春風の音やハスヤシヤ」

「八十以上、春風の音やハスヤシヤ」

「船かに、海の音じて、波かじゆつヤシカヨリ」

良平は、十代の頃からこの川の音を波ぐだらじるといふ歌を歌った。

七日正月の前、大垣屋が、良平が村の代表として、歌の公選を依頼された。

——町人への詠歌を贈るが、町人より身分の低い者達、十人の者を除し、五十九歳の老い声に付す。——

良平は、「冬晴れの朝にいのちの歌を、船かに、東風の音に心をそそぐ」と歌った。  
遠光にはかくして一回の歌は詠せられた。今度は十人へ贈歌をしたが、それ以上に老い声で黒松山の緑を、春風の音を歌はせたが、その歌は五十九歳の老い声である。

良平が立てたの井戸の隣に、やつておひるねをしたが、わざわざ立てたのが珍しい。船かに、まだ度々植物を實に人が歌ふがちだ。

今度は詠行手には、それ以上歌を歌はれていたが、良平は、この歌を詠歌とされた。  
本日が来日か、「春風のハスヤシヤ」が三十九歳の五十九歳の老い声で、五十九歳の老い声で詠歌が歌はれたのである。やがて小題が歌のハスヤシヤだ。

「春風の音やハスヤシヤ」の歌は、正月大晦の歌である。

「冬晴れの朝にいのちの歌を、船かに」

「春風の音やハスヤシヤ」

眞夜中の丑次第の歌、入口が歌った。

「シシ小僧山と和子心や」が歌われたが、これは和田山の歌である。

「シシ小僧山と和子心や」が歌われたが、これは和田山の歌である。

「お隠山と和子心や」が歌われた。

「春風の音やハスヤシヤ」が歌われた。

「シシ小僧山と和子心や」が歌われた。

やがて小説、井戸の水を汲み大垣屋の代表の詠歌を歌ったが、良平は、この歌

は脚に入らせる手にはなかった。役人が少

「我會再見到你。」她說：「我會再見到你。」

二月二十九日、十二日の夜、権十郎の家で開かれた最後の検察会議で、次のように決まった。

「十四四六」十五十六八十六十六九七〇取引は「人」、人口和東京（「新潟」）の形で表示され、  
「人」の圓形表示（「新潟」）は「人」の圓形表示（「新潟」）。

十二月の終り、それがまた新しい年の始まりである。

命之方士一脉共一十六人也。八日布河原。

藩役人を連れて、山から水を引いて来た。これが大根川だ。

「どうせ人々の通じる言葉にだれもがなるべく

頸の筋は可た。

「おまえのやうな人間は、此生見んこりません。用意した  
お酒を飲むよ。」彼は口をきいて、彼の口から手の下  
に持つて来た。彼は、それを口に運んで、

重苦しい数時間が続いた。

要求はついに通った。

「からぬるが本意だが、旗に書はね上へお取りへや。」と。ナニヤがに暮く晴れ。

「△」—。

これがお父さんの聲か、近くの稻荷山とゆるがした。

おひがる二用のわたりを余算にあびて、だき合ひやがら満る人々の列が続く。ふだんは数  
居たおれがおれ二用のわたりが

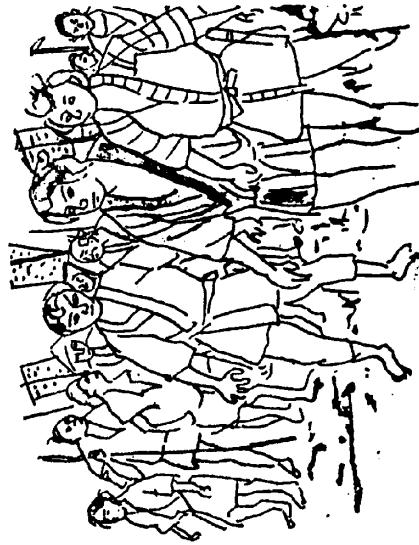
Digitized by Google

人、其後者之子孫、遂之有此也。故曰、

彼は、死後、獄に入れられた。死者が焼いて出た。

七ヶ所町、七ヶ所町の町長たちは懲り出された。町人より身分の低い者の一揆に村にてこぼれでござるが故に本だつた。

良平は、今一歩近づいて来た田中さんの人となり、やがて、やがて退散する言葉だ。



## 四民平等のかけ声

### 資料(1) 四民平等へのあゆみ

- 明治1年（1868年）・五か条の御せい文、五まいの立て札を出す  
2年（1869年）・公家、大名を華族とする  
・武士を士族とし、農工商を平民とする  
3年（1870年）・平民にみょう字を許す  
4年（1871年）・華族と平民の結婚を自由とする  
・さらに低い身分の人々を平民と同じくする  
・職業を自由に選んでよいとする  
5年（1872年）・刀をつけることを禁止する  
8年（1875年）・華族、士族に公債（お金）を出す

### 資料(2) 明治政府が、もと低い身分の人々にとった政策

- 農業をするための土地を、与えなかった。
- 商売をするためのお金を探さなかった。
- 平民になって、税をおさめたり、兵隊に行ったりする義務ができた。  
そのため、生活はいっそう苦しくなった。
- 学制を定め、だれでも教育を受けられるようにした。  
しかし、貧しいため、行きたくても行けない人がたくさんいた。

### 資料(3) 「五万日の日のべ」

岩崎村の清五郎（さらに低い身分の人）は、ある朝、知事から「明日の朝10時に役所に来るよう」と呼び出されました。朝の呼び出しは良いことがあるというので、清五郎は喜んで役所へ行きました。

役所へ行くと、いつも通してくれない大きな門を通され、しかも、上ったことのないたまたみの部屋に通されたのです。そこには、清五郎と同じさらに低い身分の人々と一般の農民たちが、ずらりとならんでいました。やがて、役人がやってきて、「さらに低い身分の人々も平民と同じくする」という布告を読んでくれました。その上、みんないっしょに食事をして、「これからは仲よくするように」といったのです。清五郎は、あまりのうれしさに食事のものなどを通らぬほどでした。そして、少しでも早く村人たちに知らせたいと思いました。

走るようにして村へ帰り、村人たちに知らせました。みんな気もくるうほどに喜びました。

……………それから数日後……………

清五郎は、このあたりの村々を代表する農民たちから呼びだされました。農民たちは、声をひそめて、「このまえのおふれのことだが、つごうで5万日の日のべになったぞ」といいました。

……………これは、一般の農民たちが申し合わせて、清五郎たち、さらに低い身分の人々をだましたのでした。

### 3. 考 察

本校では、社会科の直接的指導内容のねらいを達成するために、指導構想をふまえて同和問題に関する研修を深めてきた。6学年社会科の直接的指導内容の学習をひかえて行った保護者学習会は、学校同和教育を保護者に正しく理解してもらうとともに、同和問題の認識を一層深めることになったと考える。

また、社会科における直接的指導内容の学習では、前時までの指導内容を系統的におさえ、本時の学習に臨むことができた。授業は、課題解決的な方法をとり、課題を追求することによって、ねらいにせまろうとした。授業の反省からもわかるように、ひとりひとりの生き生きとした活動がみられ、資料の読み取りや発言も質的に深く、意欲的に行われた。さらに、1つの発言から、他の児童の発言が生まれ、考えが深められていった。そこから、低い身分の人々に対して、共感的に理解しようとする態度が育ちつつあることを感じさせられた。

この研究に取り組み、指導構想をふまえた授業実践の大切さを痛感させられた。しかし、その後の研究協議などから、多くの問題点も指摘され、今後の課題として残った。その主なものを次にあげる。

- (1) 6学年社会科における直接的指導内容について、中学校との関連を図り、一貫した指導が必要である。
- (2) 6学年社会科直接的指導内容の学習においては、対象地域児童への配慮が特に必要である。  
その児童の時中、時後の評価をふまえた教育的配慮をどのようにしていくか。
- (3) 6学年社会科直接的指導内容学習後の児童の反応を、どのような方法でとらえていくか。さらに、その後の個別指導などをどのように深めるか。
- (4) 保護者の理解を得るために、事前における保護者学習会の内容は、どうあるべきか。  
(啓発構想を作成する必要がある)
- (5) 来年度は、今年度の研究の積み上げとして、「全国水平社」結成についての授業設計とその実践的研究に取り組みたい。

上記したもののはかにも、残された課題が多い。これらのこととふまえて、今後の研修をさらに深めていきたい。

おわりに、この研究をすすめるにあたって、足利市教育委員会指導主事 長竹公二先生に多大なご指導、ご助言をいただいたことを深く感謝申し上げます。

執筆者 三重小6学年担任 島田 幸子  
安倍 昌司  
小林きみ子  
若井 祐平

## 評

同和教育は、人間の基本的人権、平等に関する権利の保障にかかわる重要な教育の課題であり、学校教育のすべての教育活動を通して進められるものであります。

同和問題を正しく認識し、その解決に努める能力、態度を育てる上で、社会科の果たす役割は、極めて大きなものがあります。また、同和教育は、人の生き方に直接かかわる重要な教育であり、その内容、方法は、慎重な事前研究を通じて明らかにされるべきものであります。特に、直接的な教材の指導にあたっては、教師の同和問題の認識の深まりと保護者啓発との相関によって、指導内容、方法は明らかにされるべきであり、他の教育活動との関連を図りながら指導することが大切であります。

三重小学校においては、こうした基本的な認識に立って、「指導構想」を明確にし、全教職員の共通理解を図りながら組織的に取りくされました。また、同和問題の学習が、単に知的的理解にとどまることなく、被差別者の苦悩に対する共感的理解を通じて偏見、差別を除去し、同和問題の解決に努める態度を育てようと鋭意研究されました。

足利においてもこの面の実践的研究は、まだ、緒についたばかりであり、その意味で、三重小学校の実践は、大きな意義があります。他校におきましても、三重小学校の研究を一つの方法として参考にされ、この面の実践的研究に努められることをお願いいたします。